

は、前條第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。但し、納税義務者が第六十五條に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

#### 第六章 審査、訴願及び訴訟

第四十八條 納税義務者は、第四十六條の規定により政府の通知した課税價格又は第六十條の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。

第四十九條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。



## 第五十條

前條の決定に対し、不服がある者は、訴願又は訴訟をなすことができる。

第四十五條の規定により政府のなした更正若しくは決定又は第五十九條の規定により政

府のなした税額の追徴に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

## 第七章 延納及び物納

## 第五十一條

相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額が一万円以上で、且つ、金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供し、五年以内の年賦延納を申請することができる。

前項の規定は、相続税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

## 第五十二條

相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納を申請することができる。



前項の規定は、相続税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に充てることのできる財産の種類その他物納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十三條 政府は、前二條の規定により相続税の延納又は物納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第五十四條 第五十二條第一項又は第二項の規定の適用を受けて納付した相続税につき過誤納があつた場合の還付に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

#### 第八章 雜則

第五十五條 納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、相続税又は贈與税を軽減し又は免除することができる。



政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に関する処分が確定するまで、税金の徴収を猶予することができる。

第五十六條 納税義務者の提出した申告書又は課税価格の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができる。

第五十七條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格に脱漏があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税価格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税価格の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。



前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が、官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行爲に因り知り得た事実に基づくものである場合も、また同様とする。

第五十八條 納税義務者は、第四十一條第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税については、当該各項に規定する日に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額百円について一日三銭の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第四十一條第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定は、政府が、第四十七條の規定による追徴税額又は第五十一條の規定による延納税額に相当する相続税を徴収する場合について、これを準用する。



## 第五十九條

第四十一條第二項又は第三項の規定により相続税又は贈與税の納付があつた場合又は第四十七條の規定による追徴税額に相当する相続税又は贈與税を徴収することとなつた場合においては、第三十八條又は第三十九條の申告期限内に申告書の提出がなかつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税價格が政府の調査した課税價格と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額に一箇月を経過することに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する税額の相続税又は贈與税を追徴する。但し、その金額は、当該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十一條及び第五十二條の規定は、これを適用しない。

第六十條 政府は、前條第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務



者に通知する。

第四十六條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十一條 相続が開始した後、相続人の廃除又はその取消に関する裁判の確定に因り相続人に異動を生じた場合においては、その裁判確定前に、裁判確定前の相続人のなした課税價格の申告(その修正を含む。以下本條中同じ。)又は裁判確定前の相続人について政府のなした課税價格の更正若しくは決定は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者について政府のなした課税價格の申告又は裁判の確定に因り相続人となつた者について政府のなした課税價格の更正若しくは決定とみなし、裁判確定前の相続人の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者の納付した相続税とみなす。

前項の場合において、裁判の確定に因り相続人となつた者は、裁判確定前の相続人の申告した課税價格又は裁判確定前の相続人について政府の更正若しくは決定した課税價格につ



前項の場合に於いては、  
した課税價格又は裁判確定前の相続人について政府の更正若しくは決定した課税價格

いて異議があるときは、第四十八條の規定による審査の請求をなすことができる。但し、その期限は裁判の確定した日から二箇月以内とする。

前二項の規定は、相続の拋棄に因り、その拋棄前の相続人と異なる者が相続人となつた場合について、これを準用する。

相続人の廃除に関する裁判の確定又は相続の拋棄に因り、相続人のうち、その受ける利益の價額が増加した者がある場合においては、裁判の確定に因り廃除された者又は相続の拋棄をなした者の納付した相続税は、これを相続人のうち、裁判の確定又は相続の拋棄に因りその受ける利益の價額が増加した者が納付したものとみなす。

相続人の廃除の取消に関する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の價額が減少した者がある場合においては、裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の價額が減少した者の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者が納付し



た相続税とみなす。

四六

第六十二條 第六條第一項第一号乃至第三号に規定する信託について受益者として指定された者が受益しない旨の意思表示をしたこと、受益者が存在しないことに確定したこと又は條件が成就しないこととなつたことに因り信託財産又は信託の利益を受ける権利が委託者に帰属したときは、当該信託は、初めからなかつたものとみなす。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三條 相続人があることが分明でないとき又は相続人が相続財産について全く処分の権能を有しないときは、この法律中相続人に関する規定は、相続財産管理人又は遺言執行者に、これを準用する。この場合においては、第三十八條第一項の規定による申告書の提出期限は、その就職の日から四箇月とする。

第六十四條 相続税は、相続の開始地を、その納税地とする。但し、相続の開始地がこの法律



の施行地外の地であるときは、この法律の施行地にある相続財産の所在地（その相続財産が二以上の地にあるときは、主たる相続財産の所在地）を、その納税地とする。

贈與税は、この法律の施行地にある贈與者の住所地（この法律の施行地に住所がないときは、この法律の施行地にある居所地）をその納税地とする。

贈與者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合における贈與税の納税地は、贈與者が納税地として申告した場所とする。その申告がないときは、政府が、その納税地を指定する。

第六十五條 納税義務者は、この法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、申告書の提出その他相続税又は贈與税に関する一切の事項を処理せしめるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者の中から納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とす



る。

四八

第六十六條 相続人は、相続の開始後三箇月以内に、被相続人が相続開始前二年以内になした贈與の受贈者及び受遺者に対し、命令の定めるところにより、被相続人の氏名、相続開始の年月日、相続の開始地その他受贈者又は受遺者が、第三十八條の規定による申告書を提出するために必要な事項を通知しなければならない。

第六十七條 市町村長その他命令で定める者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、これを政府に報告しなければならない。

第六十八條 この法律の施行地において、生命保険金を支拂つた者は、命令の定めるところにより、支拂調書を政府に提出しなければならない。

この法律の施行地において、本人に支給すべき退職手当金等を、本人が死亡したため、その相続人その他の者に支給した法人は、命令の定めるところにより、支拂調書を政府に提出

しなければならない。

この法律の施行地において、受益者と委託者とが同一人でない信託を引き受けた者は、命



の相続人その他の者に支給した法人は、命令の定めるところにより、支拂調書を政府に提出

しなければならない。

この法律の施行地において、受益者と委託者とが同一人でない信託を引き受けた者は、命令の定めるところにより、信託に関する調書を政府に提出しなければならない。

第六十九條 收税官吏は、相続税に関する調査又は相続税の徴収については、

左の各号に掲げる者に質問し又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前條の調書を提出しなければならない者
- 三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していても認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
- 四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人



又は出資者であると認められる法人

五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者

七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又は保管すると認められる者

八 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その営業又は事業に関し加入していたと認められる団体又は加入していると認められる団体

收税官吏は、贈與税に関する調査について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し又は第一号若しくは第二号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他



收税官吏は、贈與税に関する調査について必要があるときは左の各号に掲げる者に質問し又は第一号若しくは第二号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他

の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者から贈與を受けた者又は贈與を受けたと認められる者
- 三 前條の調書を提出しなければならない者
- 四 贈與財産若しくは贈與財産と認められる財産を保管したと認められる者又は保管すると認められる者

第七十條 都道府縣、市町村その他の公共団体は、相続税及び贈與税の附加税を課することができない。

#### 第九章 罰則

第七十一條 詐偽その他不正の行爲により相続税又は贈與税を免れた者は、これを一年以下



の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併料することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その課税価格を決定し、その税金を徴収する。

五二

第七十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第六十八條の調書を提出せず又はその調書に虚偽の記載をなして、これを提出した者

二 第六十九條の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類その他の物件の調査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四 第六十九條の規定による收税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十三條 相続税又は贈與税に関する調査又は審査の事務に従事している者又はこれに従



第七十三條 相続税又は贈與税に関する調査又は審査の事務に従事している者が、これに従事していた者が、その調査又は審査に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十一條第一項又は第七十二條の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第七十五條 他人の相続税又は贈與税について、政府に対し、第五十七條に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七十六條 第七十一條第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

#### 附 則



第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第二條 この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、これを施行する。

第三條 この法律施行前に開始した相続に対する相続税については、なお従前の例による。

但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 この法律の施行後、政府が従前の第十五條又は従前の第十七條ノ二の規定により決定又は処分をなす場合においては、相続税審査委員会の諮問を経ることを必要としない。

二 この法律施行後、従前の第十六條の規定による出訴をなす場合においては、裁判所に対し、これをなすものとする。

この法律の施行前に信託に因り委託者が他人の信託の利益を受ける権利を有せしめた場合において、当該信託の元本又は収益の受益者がこの法律施行後初めて元本又は収益を受



けることとなつたときは、当該信託行爲のあつた時において、従前の第二十三條の規定による遺産相続が開始したものとみなす。

第四條 この法律施行後開始する相続の開始前二年以内に被相続人が贈與した贈與財産に対し課した又は課せらるべき従前の第二十三條の規定による相続税があるときは、当該相続税額は、命令の定めるところにより、受贈者の納付すべき相続税額から、これを控除する。

第五條 昭和二十二年分の贈與税については、第二十七條に規定する課税価格は、この法律施行の日から昭和二十二年十二月三十一日までの間に贈與された贈與財産の價額により、これを計算する。

第六條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得

不動産價格 千分ノ二十五



第三條第二號中「千分ノ五十五」を「千分ノ二十」に改める。

第三條ノ二 信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

不動産

不動産價格 千分ノ二十五

船舶

船舶價格 千分ノ二十

理由

相続制度改正の大勢その他現下の情勢に鑑み、相続財産に対する課税の整備及び贈與財産に対



## 理由

相続制度改正の大勢その他現下の情勢に鑑み、相続財産に対する課税の整備及び贈與財産に対する課税の拡張を図ると共に申告納税制度を採用するため、相続税法を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



*Industrial Reconstitution Roman Bill*

產  
業  
復  
興  
公  
團  
法  
案



## 産業復興公團法中正誤訂正

第二十条條第一項中「毎事業年度経過後」とあるのは、「毎事業年度経過後二箇月以内に」とあるべきの誤り。

第二十条條第七項中「前項に掲げる官廳」とあるのは、「会計検査院」とあるべきの誤り。

## 第二十八條に第一項として左の一項脱落

前三條の罪を犯した者には、情況に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十六條第二項及び第三項中「成立の登記」は、「設立の登記」の誤り。



## 産業復興公團法

## 第一章 総則

第一條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な産業政策及び産業計画に従い、産業設備又は資材の整備又は活用を図り、以て

産業の速かな復興を促進することを目的とする。

産業復興公團は、法人とする。

第二條 産業復興公團は、主たる事務所を東京都に置く。

産業復興公團は、主務大臣の認可を受けて、第十六條に規定する業務を行ふため必要の地に従たる事務所を設けることができる。

第三條 産業復興公團の基本金は、二億円とする。

前項の基本金は、全額これを政府の出資とする。

産業復興公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融金庫から

借り入れるものとする。

第四條 産業復興公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ

## 一 目的



- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金額に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを  
変更することができぬ。

第五條 産業復興公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければな  
らない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、  
これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 産業復興公團には、所得税及び法人税を課さない。  
都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、産業復興公團の事業に  
対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて



内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 産業復興公團が第十六條に規定する業務のため、不動産に関する権利の取得又は所有権の保存について登記を受けた場合には、その登録税の額は、不動産の価格の千分の一・五とする。

第八條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。経済安定本部総務長官は、前項の命令をなす場合には、主務大臣には、からなければならぬ。この場合において命令の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

前項に定めるものの外、産業復興公團の解散に関して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 産業復興公團でない者は、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、産業復興公團にこれを準用する。

## 第二章 役員及び職員



第十一條 産業復興公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、産業復興公團を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を総理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁を補佐して産業復興公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のとときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して産業復興公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のとときにはその職務を行ふ。

監事は、産業復興公團の業務を監査する。

第十二條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十三條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、産業復興公團の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任す



ることができる。

第十四條 産業復興公團の役員及び職員は、産業復興公團から産業設備又は資材の貸付を受ける会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくははその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

第十五條 産業復興公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、親任の待遇とし、總裁以外の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

産業復興公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めるときには、これによるものとする。

### 第三章 業務

第十六條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な産業



政策及び産業計画に基いて主務大臣のなす指導及び監督に従い、左の業務を行ふ。

一 経済安定本部総務長官が定める方策に基く産業設備の建設及びその貸付又は賣渡

二 経済安定本部総務長官が定める方策に基く産業設備又は資材の買受及びその貸付又は賣渡

三 前二号に掲げるものの外、経済安定本部総務長官の指定する業務

第十七條 産業復興公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十八條 産業復興公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。



きも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

#### 第四章 会計

第十九條 産業復興公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 産業復興公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

産業復興公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けるときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならぬ。



前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

産業復興公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納入しなければならない。

産業復興公團は、その帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

前項に掲げる官廳は、常に適確にその検査を行わなければならない。

#### 第五章 監督及び助成

第二十一條 経済安定本部総務長官は、その基本的な産業政策及び産業計画に関して産業復興公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、産業の速かな復興を図るため必要があると認めるときには、産業復興公團に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、産業の速かな復興を図るため必要があると認めるときは、産業復興公團に対して、経済安定本部総務長官の定める基本的な産



業政策及び産業計画に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。  
主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときには、  
産業復興公團又は産業復興公團から産業設備若しくは資材の貸付を受け  
る者に対して、報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業  
務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ  
る。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定め  
るところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第二十二條 産業復興公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を  
與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長  
官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは同様  
である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときには、主務大臣及び  
大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任

は、経済安定本部総務長官にあるものとする。  
第二十三條 主務大臣は、産業復興公團の役員が法令若しくは定款又はこ



の法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、産業復興公園の役員が産業復興公園の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、産業復興公園の業務を行うため必要があると認めるときには、産業設備管團の清算人に対し、当該管團の所有に属する施設の全部又は一部を、産業復興公園に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、産業復興公園の業務を行うため必要があると認めるときには、産業復興公園に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大蔵大臣を含む管理者に対し、当該施設を産業復興公園に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官がそのあらかじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときは、産業復興公園は、



第八條第一項に定められた存続期間を起さない期間において、経済安定本部総務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、産業設備営團の清算人に対して、当該営團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることが出来る。

前項の命令があつたときには、産業復興公團は、前項の資材の喪失又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことが出来ない。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、経済安定本部総務長官の定める方針に基づき、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者



に対して、当該輸送施設を産業復興公園の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の場合において、産業復興公園は、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第八項の命令又は要求をなすことができない。

主務大臣は、産業復興公園が賃借した施設を管理し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を産業復興公園にとらしめることに關し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について産業復興公園又は関係各廳大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

#### 第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした産業復興公園の



役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十六條に規定されていない業務を行つた場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 法人（産業復興公團を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十五條又は前條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十九條 第九條の規定に違反して、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附 則

第三十條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十一條 産業復興管團法（以下旧法という。）は、これを廃止する。



但し、旧法に基いてなした行為に関する罰則の適用については、旧法は、その廃止後もなおその効力を有する。

第三十二條 旧法による産業復興営團は、第三十三條乃至第三十七條の規定により、この法律による産業復興公團になるものとする。

第三十三條 主務大臣は、改組委員を命じて、産業復興営團を産業復興公團にするために必要な事務を処理させる。

第三十四條 改組委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十五條 産業復興営團に対する政府の出資は、これを第三條第二項の規定による産業復興公團に対する政府の出資に引き当てるものとする。

第三十六條 第三十四條の認可があつたときには、改組委員は、遅滞なくその事務を産業復興公團総裁に引き継がなければならぬ。

総裁が前項の事務の引継を受けたときには、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく成立の登記をしなければならぬ。

産業復興公團は、成立の登記をすることによつて成立する。

第三十七條 産業復興公團の成立により、産業復興営團はこれに吸収され



るものとし、産業復興営團の一切の権利義務は、この法律の規定に基づき、産業復興公團において承継する。

第三十八條 産業復興公團でない者で、この法律施行の際現に産業復興公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。

第三十九條 登録税法の一部を、次のように改正する。

第十九條第七号中「産業復興営團、」及び「産業復興営團法、」を削る。

第四十條 印紙税法の一部を、次のように改正する。

第五條の六の五の二を削る。



*Industrial Reorganization (Cohen) Bill*

產  
業  
復  
興  
公  
團  
法  
案



## 産業復興公團法中正誤訂正

第二十條第一項中「毎事業年度経過後」とあるのは、「毎事業年度経過後二箇月以内」とあるべきの誤り。

第二十條第七項中「前項に掲げる官廳」とあるのは、「会計検査院」とあるべきの誤り。

第二十八條第一項として左の一項脱落

前三條の罪を犯した者には、情況に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十六條第二項及び第三項中「成立の登記」は、「設立の登記」の誤り。



## 産業復興公團法

## 第一章 総則

第一條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な産業政策及び産業計画に従い、産業設備又は資材の整備又は活用を図り、以て産業の速かな復興を促進することを目的とする。

産業復興公團は、法人とする。

第二條 産業復興公團は、主たる事務所を東京都に置く。

産業復興公團は、主務大臣の認可を受けて、第十六條に規定する業務を行ふため必要の地に従たる事務所を設けることができる。

第三條 産業復興公團の基本金は、二億円とする。

前項の基本金は、全額これを政府の出資とする。

産業復興公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第四條 産業復興公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

## 一 目的



二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを  
変更することが出来る。

第五條 産業復興公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければ  
ならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、  
これを以て第三者に対抗することが出来ない。

第六條 産業復興公團には、所得税及び法人税を課さない。  
都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、産業復興公團の事業に  
対しては、地方税を課することが出来ない。但し、特別の事情に基いて



内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 産業復興公團が第十六條に規定する業務のため、不動産に関する権利の取得又は所有権の保存について登記を受けた場合には、その登録税の額は、不動産の価格の十分の一・五とする。

第八條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。経済安定本部総務長官は、前項の命令をなす場合には、主務大臣にはからなければならぬ。この場合において命令の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

前項に定めるものの外、産業復興公團の解散に関して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 産業復興公團でない者は、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、産業復興公團にこれを準用する。

## 第二章 役員及び職員



第十一條 産業復興公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、産業復興公團を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を総理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁を補佐して産業復興公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して産業復興公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、産業復興公團の業務を監査する。

第十二條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十三條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、産業復興公團の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任す



ることができる。

第十四條 産業復興公團の役員及び職員は、産業復興公團から産業設備又は資材の貸付を受ける会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくははその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

第十五條 産業復興公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、親任の待遇とし、總裁以外の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

産業復興公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給与、服務その他必要な事項に関して特例を定めるときには、これによるものとする。

### 第三章 業務

第十六條 産業復興公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な産業



政策及び産業計画に基いて主務大臣のなす指導及び監督に従い、左の業務を行う。

一 経済安定本部総務長官が定める方策に基く産業設備の建設及びその貸付又は賣渡

二 経済安定本部総務長官が定める方策に基く産業設備又は資材の買受及びその貸付又は賣渡

三 前二号に掲げるものの外、経済安定本部総務長官の指定する業務

第十七條 産業復興公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十八條 産業復興公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。



さも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

#### 第四章 会計

第十九條 産業復興公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 産業復興公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

産業復興公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けるときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならぬ。



前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

産業復興公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納入しなければならない。

産業復興公團は、その帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

前項に掲げる官廳は、常に適確にその検査を行わなければならない。

#### 第五章 監督及び助成

第二十一條 経済安定本部総務長官は、その基本的な産業政策及び産業計画に関して産業復興公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、産業の速かな復興を図るため必要があると認めるときには、産業復興公團に対して、監督上必要な命令を出すことができる。

主務大臣は、産業の速かな復興を図るため必要があると認めるときには、産業復興公團に対して、経済安定本部総務長官の定める基本的な産



業政策及び産業計画に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときは、産業復興公團又は産業復興公團から産業設備若しくは資材の貸付を受け、る者に対して、報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第二十二條 産業復興公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十三條 主務大臣は、産業復興公團の役員が法令若しくは定款又はこ



の法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、産業復興公團の役員が産業復興公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、産業設備管團の清算人に対し、当該管團の所有に属する施設の全部又は一部を、産業復興公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、産業復興公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大蔵大臣を含む管理者に対し、当該施設を産業復興公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官がそのあらがじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときには、産業復興公團は、



第八條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、産業設備管團の清算人に対して、当該管團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることが出来る。

前項の命令があつたときには、産業復興公團は、前項の資材の譲渡又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後なければ、第五項の命令をなすことが出来ない。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があると認めるときには、経済安定本部総務長官の定める方針に基づき、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者



に対して、当該輸送施設を産業復興公團の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の場合において、産業復興公團は、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第八項の命令又は要求をなすことができない。

主務大臣は、産業復興公團が賃借した施設を管理し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を産業復興公團にとらしめることに関し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について産業復興公團又は関係各廳大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

#### 第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした産業復興公團の



役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十六條に規定されていない業務を行つた場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は

主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をな

し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の

懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 法人（産業復興公園を除く。以下同じ。）の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に

関して第二十五條又は前條の違反行為をなしたときには、行為者を罰す

る外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十九條 第九條の規定に違反して、産業復興公園又はこれに類似する

名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

#### 附 則

第三十條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十一條 産業復興公園法（以下旧法という。）は、これを廃止する。



但し、旧法に基いてなした行為に關する罰則の適用については、旧法は、その廃止後もなおその効力を有する。

第三十二條 旧法による産業復興管團は、第三十三條乃至第三十七條の規定により、この法律による産業復興公團になるものとする。

第三十三條 主務大臣は、改組委員を命じて、産業復興管團を産業復興公團にするために必要な事務を処理させる。

第三十四條 改組委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十五條 産業復興管團に対する政府の出資は、これを第三條第二項の規定による産業復興公團に対する政府の出資に引き当てるものとする。

第三十六條 第三十四條の認可があつたときには、改組委員は、遅滞なくその事務を産業復興公團総裁に引き継がなければならぬ。

総裁が前項の事務の引継を受けたときには、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく成立の登記をしなければならぬ。

産業復興公團は、成立の登記をすることによつて成立する。

第三十七條 産業復興公團の成立により、産業復興管團はこれに吸収され



るものとし、産業復興営團の一切の権利義務は、この法律の規定に基づき、産業復興公團において承継する。

第三十八條 産業復興公團でない者で、この法律施行の際現に産業復興公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。

第三十九條 登録税法の一部を、次のように改正する。

第十九條第七号中「産業復興営團、」及び「産業復興営團法、」を削る。

第四十條 印紙税法の一部を、次のように改正する。

第五條の六の五の二を削る。



# Foreign Trade Control Bill

## 第 一 章

### 第 一 條

然則

貿易公團は、経済安定本部事務長官の定める輸出入の管理に基き、主務大臣の定める輸出入の業務を執行する。

### 第 二 條

貿易公團の種類は、左の通りとする。

- 輸出品貿易公團
- 繊維貿易公團
- 食糧貿易公團
- 原材料貿易公團

### 第 三 條

前項の貿易公團の取り扱う物品の種類は、命じて、これを定める。また、事務所を東京都に置く。



貿易公團は、主務大臣の認可を受けて、輸出入に關する事務を

うため必要の地に於ける事務所を設けることができる。

第四條

貿易公團の基本金は、左の通りとする。

鉱工品貿易公團

千五百万円

繊維貿易公團

三千万円

食糧貿易公團

千五百万円

原材料貿易公團

千五百万円

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならぬ。貿易公團の運営資金は、必要があるときは、貿易資金から充てられるものとする。

第五條

貿易公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地



四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部事務局長官の認可を受けて、これを変更することができぬ。

第六條 貿易公團は、勅令の定めるところにより、登記しなればならぬ。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第七條 貿易公團には所得税及び法人税を課さない。  
都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、貿易公團の事業に



付しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けるときはこの限りでない。

第八條 貿易公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、貿易公團の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 貿易公團でない者は、貿易公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、貿易公團にこれを準用する。



役員及び職員

第十一條 貿易公園に役員として理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

理事長は、貿易公園を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を掌する。

副理事長は、定款で定めるところにより、貿易公園を代表し、理事長を補佐して貿易公園の業務を掌理し、理事長に事故のあるときはその職務を代理し、理事長が欠員の場合にはその職務を行う。

理事は、定款で定めるところにより、貿易公園を代表し、理事長及び副理事長を補佐して貿易公園の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故のある場合は、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員の場合にはその職務を行う。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、主務大臣が任命する。



第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところに従つて選任し、その任期は二年とする。理事長は、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十四條 貿易公團の役員及び職員は、輸出入に關する業務に従事し、該の株式を所有し、又はこれら会社その他の企業に業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條 貿易公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

理事長たる者は、貿易廳局長と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。



貿易公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他の必要な事項に関して、特例を定めるときには、これによるものとする。

### 第三章 業務

第十六條 貿易公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基づき、主務大臣の監督に従い、輸出入に関する左の業務を行う。

- 一 輸出品の発註、買取、保管及び輸送並びに政府に対する賣渡
- 二 輸入品の引取、保管、輸送及び引渡
- 三 輸出入に関する原材料及び包装材料の取得及び配分
- 四 前各号に附帶する業務

前項第三号の業務は、原材料貿易公團に限つてこれを行うことができる。但し、輸入品の取得及び配分についてはこの限りでない。



原材料貿易公團は、現に生産の過程にある輸出品の生産に必要な又は主務大臣の認めたる在庫に必要な資材の數量に限つてこれを買入れることができる。

第十七條 貿易公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部統務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを承認しようとするときも同様である。

経済安定本部統務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部統務長官にあるものとする。

第十八條 貿易公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部統務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを承認しようとするときも同様である。



経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 会計

第十九條 貿易公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 貿易公團は、前條の各期毎の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。

最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。



貿易公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を

受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

貿易公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納入しなければならない。

貿易公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

会計検査院は、常に通牒のその検査を行わなければならない。  
第五章 監督及び助成

第二十一条 経済安定本部総務長官は、進出入に關する基本的な政策及び計画に關して、貿易公團を指導する。



経済安定本部総務長官は、輸出入に関する基本的な職務及び計画を確保するため必要があると認めるときには、貿易公團に対して、主務大臣を通じて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、輸出入計画<sup>及</sup>輸出入手続の遂行を確保するため必要があると認めるときには、貿易公團に対して、経済安定本部総務長官の定める基本的な職務及び計画に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

経済安定本部 務長官は、貿易公團に対して、主務大臣を通じて報告をさせ、又は 該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

主務大臣は、貿易公團に対して、報告をさせ、又は為該官吏に、



必要な場所に出検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前二項の規定により、当該官吏に出検検査をさせる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第二十二條 貿易公團は、その役員及び職員に対して特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを 更しようとするときも同様である。

経済安定本部務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十三條 主務大臣は、貿易公團の役員が、法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任するところができる。



経済安定本部総務長官は、貿易公園の役員が貿易公園の業務に關して、その任に適せず。又はその職務を適切に遂行してないことを認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、貿易公園の業務を行うため必要があるときは、命令で定める統制機能おさむ貿易組合その他の輸入取扱に關する団体の清算人に対し、その所有に關する施設の全部又は一部を貿易公園に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、貿易公園の業務を行うため必要があるときは、貿易公園に必要施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対し、当該施設を貿易公園に貸與することを命じ又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基づいて、適正に定めるものとする。



前項の規定によつて使用料が定められたときには、貿易公園は、  
 第八條第一項に定められた存続期間を越えない範囲において、  
 安定本部統務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借  
 するものとする。

主務大臣は、貿易公園の業務を行ふに必要な必要があるときは、  
 には、第一項の団体の清算人に対して、その所有し、又は占有して  
 ある資材の全部又は一部を、貿易公園に移り渡し、又は引き渡すこ  
 事ができる。

前項の命令があつたときには、貿易公園は、前項の資材の譲受又  
 は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を  
 支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部統務長官の承認を受けて、前項の補償  
 に関する必要な規程を定められた後でなければ、第五項の命令をなすこと  
 ができない。



主務大臣は、貿易公園が賃借した施設を管理し、又は必要があることを認めるときには、保険を附する等の措置を貿易公園にとらしめることに閉し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の施設について貿易公園又は関係各府大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

#### 第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした貿易公園の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。



一 第十六條に規定しない業務を行つた場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する 経済安定本部 総務長  
官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することが出来る。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關係して第二十五條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第九條の規定に違反して、貿易公團又はこれに類似する名物を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。



附 則

第三十條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三十一條 主務大臣は、第二十四條第一項の團體の財産又は債務を貿易公園に引き継がせることができる。

主務大臣は、前項の措置をなすときには、大蔵大臣にはからなければならぬ。

第三十二條 貿易公園が成立したときには、第二十四條第一項の團體は、解散する。

前項の規定による團體の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員を命じて、貿易公園の設立に関する事務を処理させる。

第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

貿易公園の認可があつたときは、設立委員は、その定款を本金の拂



前項の請求しなればならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は選滞なくその事務を貿易公園の理事長に引き継がなければならぬ。

理事長が前項の事務の引継を受けるときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、選滞なく設立の登記をしなければならぬ。

貿易公園は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十六條 この法律は、臨時物資需給調整法の失効の時に、その効力を失う。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び貿易公園の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十七條 貿易資金特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「昭和二十年法律第五十三號第二條の規定による貿易資金」の下に「及び一般倉庫からの繰入金九億五千萬圓」を加える。



# Foreign Trade Reform Bill

貿易公團法

## 第一章 総則

### 第一條 貿易公團は、経済安定本部

基本的な政策及び計畫に基き、主務大臣の所長を以て、輸出入に關する業務を行ふことを目的とする。

貿易公團は、法人とする。

### 第二條 貿易公團の種類は、左の通りとする。

鉱工業品貿易公團

繊維貿易公團

食糧貿易公團

原材料貿易公團

前項の貿易公團の取り扱う物品の種類は、命令で、これを定める。

### 第三條 貿易公團は、主たる事務所を東京都に置く。



貿易公團は、主務大臣の認可を受けて、輸出入に関する業務を行

うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第四條 貿易公團の基本金は、左の通りとする。

鉱工品貿易公團 千五百万円

纖維貿易公團 三千万円

食糧貿易公團 千五百万円

原材料貿易公團 二千万円

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

貿易公團の運営資金は、必要があるときには、貿易資金から借り入れるものとする。

第五條 貿易公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地



四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済産業省の認可を受けて、これを訂正することができらる。

第六條 貿易公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第七條 貿易公團には所得税及び法人税を課さない。



都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、貿易公團の事業に

対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基  
いて、内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けることとはならない。

第八條 貿易公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総  
務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、貿易公團の解散に關して必要な事項は、  
勅令でこれを定める。

第九條 貿易公團でない者は、貿易公團又はこれに類するものとして  
いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並び  
に非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、貿易公團にこれを準  
用する。







第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところに従つて、  
 貿易公團の職員の中から、主たる事務所又は従たる事務所の業務  
 に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為を執行する権限を有する代理人  
 を選任することができる。

第十四條 貿易公團の役員及び職員は、輸出入に關する業務に從事し、  
 社の株式を所有し、又はこれら会社その他の企業に業務に従事し、  
 若しくはその業務につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條 貿易公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員  
 とする。

理事長たる者は、貿易廳局長と同級又はこれと同格とし、その他  
 ●役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、  
 二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主  
 張がこれを定める。



貿易公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他の必要な事項に関して、特例を定めるときには、これによるものとする。

### 第三章 業務

第十六條 貿易公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基き、主務大臣の監督に従い、輸出入に関する左の業務を行う。

- 一 輸出品の発註、買取、保管及び輸送並びに政府に対する賣渡
- 二 輸入品の引取、保管、輸送及び引渡
- 三 輸出入に関する原材料及び包装材料の取得及び配分
- 四 前各号に附帯する業務

前項第三号の業務は、原材料貿易公團に限つてこれを行うことができる。但し、輸入品の取得及び配分についてはこの限りでない。



原材料貿易公團は、現に生産の過程にある輸出品の生産に必要な又は主務大臣の認めたる在庫に必要な資材の數量に限つてこれを買入れることができる。

第十七條 貿易公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部統務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部統務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部統務長官にあるものとする。

第十八條 貿易公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部統務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。



経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 会計

第十九條 貿易公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 貿易公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。



受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所において備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の審査を受け、その承認を受けなければならぬ。

貿易公團は、経済安定本部事務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納入しなければならぬ。

貿易公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならぬ。

会計検査院は、常に適確にその検査を行わなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十一條 経済安定本部事務長官は、輸出入に關する基本的な政策及び計画に關して、貿易公團を指導する。



### 経済

経済安定本部総務長官は、輸出入に對する基本的な政策及び計画を確保するため必要があると認めるときには、貿易公團に對して、

主務大臣を通じて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、輸出入計画並びに輸出入手続の遂行を確保するため必要があると認めるときには、貿易公團に對して、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

### 経済

#### 安定本部

#### 総務長官

貿易公團に對して、主務大臣を通じて

報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

主務大臣は、貿易公團に對して、報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。



前二項の規定により、多岐官吏に職務検査をさせる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第二十二條 貿易公團は、その役員及び職員に對して特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十三條 主務大臣は、貿易公團の役員が、法令若しくは定款又はこの命令に基いてなす命令に違反したときには、これを無任することができぬ。



経済安定本部総務長官は、貿易公團の役員が貿易公團の業務に關して、その任に過せず、又はその職務を濫用して進行してないことを認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、貿易公團の業務を行うため必要があるときは、命令で定める機関機能おさむ貿易組合その他の輸入取扱に關する団体の庶務人に対し、その所有に關する施設の全部又は一部を貿易公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、貿易公團の業務を行うため必要があることを認めるときには、貿易公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を貿易公團に貸與することを命じ又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定められる方針に基いて、適正に定めるものとする。



前項の規定によつて使用料が定められたときには、貿易公園は、  
第八條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、<sup>経済</sup>  
安定本部統務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借  
するものとする。

主務大臣は、貿易公園の業務を行つた必要があるとき認めるとき  
には、第一項の団体の清算人に対して、その所有し、又は占有して  
ある資材の全部又は一部を、貿易公園に移り渡し、又は引き渡すこ  
とができる。

前項の命令があつたときには、貿易公園は、前項の資材の譲受又  
は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を  
支拂わなければならない。

主務大臣は、<sup>経済</sup>安定本部統務長官の承認を受けて、前項の補償  
に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすこと  
ができない。



主務大臣は、貿易公團が賃借した施設を管理し、又は必要があることを認めるときには、保険を附する等の措置を貿易公團にとらしめることに閉し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の定施設について貿易公團又は関係各廳大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

#### 第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行爲をなした貿易公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。



一 第十六條に規定しない業務を行つた場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する 經濟安定本部 総務長

官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十五條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第九條の規定に違反して、貿易公團又はこれに類似する名物を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。



## 附 則

第三十條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三十一條 主務大臣は、第二十四條第一項の團體の財産又は債務を貿易公團に引き継がせることができる。

主務大臣は、前項の措置をなすときには、大藏大臣にはからなければならぬ。

第三十二條 貿易公團が成立したときには、第二十四條第一項の團體は、解散する。

前項の規定による團體の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員を命じて、貿易公團の設立に関する事務を処理させる。

第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。



前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は遅滞なくその事務を貿易公園の理事長に引き継がなければならぬ。

理事長が前項の事務の引継を受けるときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

貿易公園は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十六條 この法律は、臨時物資需給調整法の失効の時に、その効力を失う。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び貿易公園の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十七條 貿易資金特別會計法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「昭和二十年法律第五十三號第二條の規定による貿易資金」の下に「及び一般會計からの繰入金九億五千萬圓」を加える。



Amendments to State-Owned  
Properties

國有財産法の一部を改正する法律案







二於テ代金又ハ差金ヲ一時ニ支拂フコト困難ナリト認ムルトキハ五年以内  
 前項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ爲サハトスルトキハ各者各廳ノ長ハ延  
 納期間及擔保ニ關シハ同項ニ規定スル團體ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ  
 聞キ大藏大臣ニ協議スヘシ  
 第一項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ爲シタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ  
 該當スル事由アルトキハ各省各廳ノ長ハ直ニ其ノ持約ヲ解除スヘシ  
 一 當該財產ノ讓渡ヲ受ケタル者爲ス管理カ適當ナラスト認ムルトキ  
 二 當該財產ノ賃貸料及公租公課ノ各年度ニ於ケル納付金額カ當該年度ノ當  
 第三條ノ賃貸料及公租公課ノ各年度ニ於ケル納付金額ニ滿タサルトキ  
 第十條及第十九條中「政府」を「當該財產ヲ所管スル各省各廳」に又  
 第十條第一項第一号中「八十年」を「六十年」に改める。  
 第十六條第一項第一号中「無償ニテ貸付スルコト」ヲ得ス但シ公共團體ニ於テ  
 公共用公若ハ公益事業ニ供スル爲必要アル場合其ノ他法律ニ別段ノ定ア  
 ル場合ハ此ノ限ニ在ラス



前項但書ノ規定ニ依リ無償貸付ヲ爲サルトキハ各省各廳ノ長ハ當該  
 公共團體ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ聞キ大臣ト協議スヘシ  
 第一項但書ノ場合ニ於テ國有財産ノ無償貸付ヲ受ケタル者ノ爲ス當該財産  
 ノ管理良好ナラスト認ムルトキハ當該財産ヲ所管スル各省各廳ノ長ハ直ニ  
 其ノ契約ヲ解除スヘシ  
 内閣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ無償貸付ヲ爲シタル國有財産ニ付毎會計年度  
 末現在ニ於ケル狀況ヲ翌年度開會ノ國會ノ常會ニ報告スヘシ  
 第十八條第一項中「帝室用又ハ國」を「國」又ハ「」に改め「若ハ私人」を削  
 リ「政府」を「當該財産ヲ所管スル各省各廳ノ長」に改め「同條第二項中  
 「損害」付レ「下」に「當該財産ヲ所管スル各省各廳ノ長」に對シ其ノ」を加  
 え同項の次に次の二項を加ふる  
 前項ノ規定ニ依リ賠償ノ請求アリタルトキハ當該財産ヲ所管スル各省各  
 廳ノ長ハ之ヲ會計検査院ノ審査ニ付スルトキハ當該財産ヲ所管スル各省各  
 廳ノ長ハ前項ノ審査ニ關シ會計検査院ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通  
 知アリタル判定ニ基キ適當ナル措置ヲ採ルヘシ  
 第二十一條 削除  
 第二十二條 削除  
 第二十三條 削除  
 第二十五條中「政府」を「各省各廳」に改め  
 第二十六條 各省各廳ノ長ハ毎會計年度開會ニ於ケル國有財産増減報告書及毎  
 會計年度末現在ニ於ケル國有財産現在額報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一



日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ニ基キ國有財産増減總計算書及國有財産現在額總計算書ヲ調製スヘシ

内閣ハ前項ノ國有財産増減總計算書及國有財産現在額總計算書ヲ各省各廳ノ國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ト共ニ翌年度十一月三十日迄ニ之ヲ會計検査院ニ送付シ其ノ検査ヲ受ケヘシ

第二十六條ノ二 内閣ハ前條第三項ニ依リ會計検査院ノ検査ヲ經タル國有財産増減總計算書及國有財産現在額總計算書ニ會計検査院ノ検査報告ノ外各省各廳ノ國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ヲ添付シ之ヲ翌年度開會ノ國會ノ常會ニ於テ國會ニ報告スルコトヲ例トス

第二十六條ノ三 各省各廳ノ長ハ每會計年度毎ニ當該年度末及翌年度末ニ於ケル國有財産見込現在額報告書ヲ調製シ當該年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル各省各廳ノ國有財産見込現在額報告書ニ基キ當該年度末及翌年度末ニ於ケル國有財産見込現在額總計算書ヲ調製スヘシ

第二十九條ノ三 削除



第二十九條ノ四 第二十六條第一項ノ規定ニ依リ調製スヘキ國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ニハ昭和十九年度以後ノ朝鮮臺灣樺太南洋關東州及外國ニ係ル分ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十一條中「條」ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十三條 削除

第三十三條 削除

附 則

この法律は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。但し第二十六條の規定は、昭和二十一年度分から、これを適用する。但し第二十六條農林大臣の所管する國有林野に属するもの、史蹟名勝天然記念物に指定されたるもの及び帝國鐵道會計、通信事業特別會計、簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定に属するもの並に雜種財産で現に大藏大臣と協定してあるものについては、第三條ノ三の規定にかかわらず、當該財産を所管する各省各廳の長は、當分の間、これを、大藏大臣に引き継ぐことを必要としな

前項の規定により大藏大臣に引き継ぐことを必要としない雜種財産については、當該財産を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

國有財産に關する法制を整備するたけ、内閣に國有財産法制調査会を設置する。

調査会は、会長一人委員六人以上以内で、これを組織する。

会長は、大藏大臣を以て、これを組織する。

委員は、會計検査院その他關係各廳の第一級の官吏及び學識経験のある者の中から、内閣で、これを命ずる。



調査会は、国有財産に関する法律案を作成し、内閣は、これを次の国会の  
常会に提出するものとする。  
前項に定めるものの外調査会に關し、必要な事項は、政令でこれを定める。



り、憲法の改正等に伴い、  
 提出する理由である。一部を  
 国有財産の管理及処分  
 の適正を期する等の  
 法律案を



Amendments to State Owned  
Properties

國有財産法の一部を改正する法律案

FD 894.032/

4-247

encl deep. 956 from Tokyo

(Kushin file)



國有財産法の一部を次のように改正する。

第一條中「勅令」を「政令」に改める。

第三條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、會計検査院長並ニ内閣總理大臣及各省大臣(以下各省各廳ノ長ト稱ス)ハ其所管ニ屬スル國有財産ノ維持、

保存及運用(以下管理ト稱ス)ヲ爲スヘシ

第三條ノニ 雜種財産ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大藏大臣之ヲ管

理シ又ハ處分スルモノトス

第三條ノ三 公用財産又ハ營林財産ノ用途又ハ目的ヲ廢止シタル

場合ニ於テハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外各省各廳ノ長大藏大臣ニ之

ヲ引繼クヘシ

第三條ノ四 大藏大臣ハ各省各廳ノ長ノ行フ國有財産ノ管理及處分ニ付其ノ

適正ヲ期スル爲之ヲ總轄スヘシ

大藏大臣必要アリト認ムルキハ各省各廳ノ長ニ對シ其ノ管理ニ屬スル國

有財産ニ關シ其ノ狀況ニ關スル報告ヲ求メ實地監査ヲ行ヒ又ハ閣議ノ決定

ヲ經テ用途ノ變更用途若ハ目的ノ廢止又ハ管理換其ノ他必要ナル措置ヲ求

ムルコトヲ得

第五條 雜種財産ハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ讓與スルコトヲ得

第七條 第一項中「帝室用又ハ國」を「國又ハ」に改め、「若ハ私人」を削リ、

「勅令」を「政令」に改める。

第八條 中「政府」を「當該財産ヲ所管シタル各省各廳ノ長」に改める。

第九條 國有財産ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體

ハ該國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ

但シ當該財産ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體

ハ該國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ

但シ當該財産ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體

ハ該國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ

但シ當該財産ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體

ハ該國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ

但シ當該財産ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體